

## 函館市地球温暖化対策地域推進協議会部会運営要領

(目的)

第 1 条 この要領は、函館市地球温暖化対策地域推進協議会規約（以下「規約」という。）第 8 条第 4 項の規定により、部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 部会は次の場合に設置することができる。

(1) 協議会の委員から設置の要望があるとき。

(2) その他、協議会の会長が設置の必要があると認めるとき。

2 部会の設置の可否は、協議会の会議で決定する。

(部会の構成)

第 3 条 部会の構成員は、10 人以内とする。

(会議等活動方法)

第 4 条 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の会議については、規約第 7 条第 2 項から第 4 項までを準用する。

(部会の設置期間)

第 5 条 設置期間は、協議会の会議で決定した日から 2 年以内とする。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、函館市環境部において処理する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。